

第3節 次期総合計画策定審議会

1 会議概要

市民にとって分かりやすく、共有できる総合計画とするため、さまざまな立場の方の意見を反映するとともに、計画の策定経過が重要であるとの視点から、市民参画の実践により策定作業を進めました。

公共的団体の役員、学識経験者などで構成される策定審議会では、市民の意思を反映するとともに、多角的で専門的な見地から、総合計画に関する重要事項を審議しました。

また、策定審議会で使用した資料や会議録は、計画策定手続きの透明化を図るために、会議終了後にホームページで広く公開しました。

◇報告事項 ◆審議事項

議 事	会議のようす
第1回(平成22年1月18日) 諮問 ◇次期総合計画策定審議会の運営について ◇次期総合計画策定方針について ◇次期総合計画策定スケジュール(案)について	
第2回(平成22年4月23日) ◇次期総合計画作業部会開催状況報告について ◆将来推計人口について ◆土地利用の方針について ◆次期総合計画基本構想のイメージについて	
第3回(平成22年12月15日) ◆次期総合計画 基本構想(案)について	
第4回(平成23年3月14日) ◇次期総合計画基本構想(案)パブリックコメント結果について ◇次期総合計画絵画・写真展の開催について ◆次期総合計画基本計画(骨子)について ◆次期総合計画策定に係るコラム作成の依頼について	
第5回(平成23年7月4日) ◇次期総合計画策定スケジュール(案)について ◇次期総合計画策定に係るタイムカプセル設置について ◆次期総合計画基本計画(案)について ◇次期総合計画絵画・写真展実施報告について	
第6回(平成23年9月30日) ◆次期総合計画(原案)について 答申	

2 審議会委員名簿

(五十音順：敬称省略)

職	氏名	所属等
委員	内村 栄一	野々市市文化協会
委員	大地原 顕重	野々市市民生委員児童委員協議会
委員	金田 誠治	野々市農業協同組合
委員	小島 茂治	野々市市農業振興協議会
委員	小林 良正	野々市ライオンズクラブ
委員	多賀 陽市	野々市市PTA連合会
委員	高橋 強	石川県立大学
委員	高橋 吉隆	野々市市身体障害者福祉協議会
委員	竹本 忠利	野々市市子ども会育成連絡協議会
委員	鶴見 憲朔	野々市市老人会連合会
委員	中村 俊昭	野々市ロータリークラブ
委員	藤 力	野々市市連合町内会
委員	藤多 典子	野々市市女性協議会
委員	藤村 恵子	野々市市各種女性団体連絡協議会
委員	藤森 慎一	野々市市小中学校長会
委員	帆 苅 宏典	金城大学短期大学部
会長	丸山 利輔	石川県
副会長	水野 一郎	金沢工業大学
委員	宮川 渉	野々市市体育協会
委員	村山 和雄	野々市市商工会

異動などにより途中退任された委員

職	氏名	所属等	在任期間
委員	吉川 俊宏	PTA連合会	H22.1.18～3.31
委員	室山 統		H22.4.1～H23.3.31
委員	北村 俊一	小中学校長会	H22.1.18～3.31
委員	廣瀬 修		H22.4.1～H23.3.31

3 次期総合計画策定審議会設置要綱

制 定 平成21年野々市町告示第124号
(平成21年8月19日)

(設置)

第1条 野々市町次期総合計画の策定に関し、基本構想及び基本計画に関する事項について必要な審議を行うため、野々市町次期総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長からの諮問に応じ、野々市町次期総合計画の策定に関する必要な事項を調査審議し、及び答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
(1)学識経験者
(2)各種団体の長
(3)各種団体から推薦を受けた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の規定による最終答申の日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。
2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。
3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。
2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4 会議は、会長の許可を得て傍聴することができるものとし、当該許可の手續その他会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部総務企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

(招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の審議会の招集は、町長が行う。

4 次期総合計画策定審議会会議傍聴要綱

制 定 平成21年野々市町告示第126号
(平成21年8月19日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、野々市町次期総合計画策定審議会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、会場の規模に応じて調整する。

(傍聴の手續)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日に所定の場所において、会議の開始前に野々市町次期総合計画策定審議会会議傍聴受付簿(別記様式)に自己の住所、氏名、年齢及び職業を明記し、会議の議長(以下「議長」という。)の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する許可は、同項の規定による受付をした順序により、傍聴人の人数が定員に達するまで行うものとする。

(傍聴の制限)

第4条 議長は、必要があると認めるときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴の禁止)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話その他の通信機器を持ち込む場合は、電源を切るか、又はマナーモードに設定し、通信機器を使用しないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、写真等の撮影、録画又は録音をしてはならない。ただし、あらかじめ議長の許可を得た場合においては、この限りでない。

(違反者に対する措置)

第8条 議長は、第6条各号及び前条に規定する遵守事項を守らない者があるときは、これを制止し、なお、これに従わない場合は、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、議長が傍聴を禁じたとき、又は退場を命じたときは、直ちに退場しなければならない。

(その他)

第9条 傍聴人は、この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関しては、議長の指示に従わなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

2 この要綱は、審議会の最終答申が完了した日に、その効力を失う。